

平成25年(ワ)第696号 原発運転差止め請求事件
原告 辻 義則 外56名
被告 関西電力株式会社

準備書面 (53)

【総論の整理】

平成30年12月18日

大津地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井戸 謙 一

同 菅 充 行

同 高橋 典 明

同 吉川 実

同 加納 雄 二

同 田島 義 久

同 崔 信 義

同 定岡 由紀子

同 永 芳 明

同 藤 木 達 郎

同 渡 辺 輝 人

同 高 橋 陽 一

同 関 根 良 平

同 森 内 彩 子

同 杉 田 哲 明

同 石 川 賢 治

同 向 川 さゆり

同 石 田 達 也

同 稲 田 ますみ

弁護士井戸謙一復代理人

同 河 合 弘 之

同 甫 守 一 樹

同 池 田 直 樹

目次

第 1	はじめに	3
第 2	訴訟物	3
1	人格権（生命をつなぐ権利）に基づく	3
2	人格権に基づく妨害予防請求権	4
第 3	要件事実	4
1	訴訟物 1 について	4
2	訴訟物 2 について	4
第 4	争点	4
1	訴訟物 1 について	4
2	訴訟物 2 について	4
3	立証責任論	7

本文

第 1 はじめに

本件訴訟も終盤に差し掛かってきた。裁判所におかれては、精力的に主張整理に取り組んでおられ、原告らとしても、敬意を表する次第である。

本件訴訟の総論部分については、既にいくつもの準備書面で断片的な主張をしているので、原告らとしては、この段階で、その主張内容をまとめたいたいと考え、本準備書面を作成した（なお、従前の準備書面との対応を可能な限り明らかにした）。そこで、裁判所におかれては、本準備書面の内容に即して、主張整理案の内容も改めていただくことをお願いしたい。

第 2 訴訟物

1 人格権（生命をつなぐ権利）に基づく

(1) 妨害排除請求権

被告は、大飯 3, 4 号機, 高浜 3, 4 号機を運転し、使用済み核燃料等を日々生産することによって、現に、原告らの人格権（生命をつなぐ権利）を侵害している。したがって、原告らは、人格権（生命をつなぐ権利）に基づき、妨害排除請求として、上記各原発の運転の差止を求めることができる。

(2) 妨害予防請求権

被告は、高浜 1, 2 号機, 美浜 3 号機の運転を開始すれば、使用済み核燃料等を日々生産することによって、原告らの人格権（生命をつなぐ権利）

を侵害することになる。したがって、原告らは、人格権（生命をつなぐ権利）に基づき、妨害予防請求として、上記各原発の運転の差止を求めることができる。

2 人格権に基づく妨害予防請求権

被告が本件各原発の運転を続ける限り、過酷事故を起こして原告ら的人格権が深刻に侵害される具体的危険があるから、原告らは、人格権に基づき、妨害予防請求として、本件各原発の運転の差止を求めることができる。

第3 要件事実

1 訴訟物1について

(1) 訴訟物1(1)について

被告が大飯3, 4号機, 高浜3, 4号機を運転することによって、原告ら的人格権（命をつなぐ権利）が侵害されていること

(2) 訴訟物1(2)について

被告が高浜1, 2号機, 美浜3号機の運転を再開することによって、原告ら的人格権（命をつなぐ権利）が侵害される具体的危険があること

2 訴訟物2について

被告が大飯3, 4号機, 高浜3, 4号機の運転を継続することによって、また、高浜1, 2号機, 美浜3号機の運転を再開することによって、原告ら的人格権（生命, 身体, 健康, 平穏生活権等）が侵害される具体的危険があること

第4 争点

1 訴訟物1について

訴訟物1(1)(2)についての争点は、「被告による大飯3, 4号機, 高浜3, 4号機の運転によって、原告ら的人格権（命をつなぐ権利）が侵害されているか?」「高浜1, 2号機, 美浜3号機の運転が再開されることによって原告ら的人格権（命をつなぐ権利）が侵害される具体的危険があるか?」である。原告らは、前段については、原告ら的人格権（命をつなぐ権利）が現に侵害されており、後段については、原告ら的人格権（命をつなぐ権利）が侵害される具体的危険があると主張している。

2 訴訟物2について

(1) 争点1

訴訟物2についての第1の争点は、「いかなる場合に、人格権侵害の具体的危険があると判断されるのか?」である。原発の過酷事故が起こった場合の被害の深刻さ, 広範性, 永続性, 一旦環境中に排出された放射性物

質は、回収することができず、事後に原状回復請求や損害賠償請求をしてみても、被害の回復は不可能であること等の諸事情に鑑み、原告らは、本件各原発が、「原発が備えるべき安全性」を備えていない場合、人格権侵害の具体的危険があると判断されるべきであると主張する。

この点について、被告の主張は明らかでない。

(2) 争点 2

争点 1 について、原告らの上記主張が肯定された場合、第 2 の争点は、『原発が備えるべき安全性』とは何かである。

ア 原告らの主張

原告らは、主位的に、「過酷事故を起こさないという意味での絶対的安全性」であると主張する。その詳細は、原告ら準備書面(49)で述べた。原発の過酷事故が起こった場合、日本の国を崩壊させかねないこと、膨大な数の人たちの基本的人権に対する苛烈な侵害が生じること、原発に社会的必要性がないこと等に照らせば、上記の意味での絶対的安全性を備えない限り、原発は、憲法上容認されないというのがその主たる理由である。

イ 被告の主張

被告は、「相対的安全性」に止まると主張するものとおもわれる。

(3) 争点 3

仮に、争点 2 について原告らの上記主張が採用されず、原発が備えるべき安全性が、過酷事故のリスクも一定程度は受け入れるという意味での「相対的安全性」に止まるとした場合は、備えるべき相対的安全性のレベルが次の問題となる。

ア 原告らの主張

(ア) 原告らは、そのレベルは、「どこまで安全性を高めたら、この社会は原発の運転を容認するのか」、言い換えれば、「どこまで過酷事故のリスクを極小化すれば、この社会は原発の運転を容認するのか」という観点から、裁判所が社会通念の所在を探求して定めるしか方法がないと考える。しかし、人間社会が危険性を伴う科学技術を受け入れているのは、「その科学技術がもたらす社会的利益」と「危険性の程度」とを比較考量した上のことであるから、裁判所は、上記社会通念の所在を認定するにあたっては、次の要素を考慮すべきである。

- a 世論調査、その他の方法で表示されている市民の意識
- b 原発過酷事故の被害が巨大で、膨大な人の基本的人権を深刻に侵害し、日本の国自体を崩壊させかねないこと
- c 日本における電力供給のために原発は必要ないこと

d 原子力発電は高コストであり、原発にコスト面での優位さは全くないこと

e 運転すれば、使用済み核燃料を生産し続けること

とりわけ a は、原子力発電に関する国民投票が今のところ存在しない以上、原子力発電に関する国民の意識を表明する事実上唯一の手段である。しかも、我が国の主要な報道機関のほぼすべてが、ほぼ一様に、原子力発電に反対する世論が圧倒的に多いことを示しており、これに反する調査結果も存在しない。これを無視して社会通念を論じることは、それこそ社会通念に反する非常識な司法判断というほかない。

(イ) 上記(ア)の各要素を検討した場合、「相対的安全性」といえども、原発に「高いレベルの安全性」を求めるのが社会通念であるというべきである。その「高いレベルの安全性」を言葉で表現することは容易ではないが、「高いレベルの安全性」を備えているというためには、少なくとも次のことは要請されるというべきである。

a 福島原発事故の教訓を十分に踏まえていること

b 一応の合理性のある批判に対しては、その懸念を払拭できるだけの説明ができること

c 基礎データの不確かさ、バラツキが十分に考慮されていること

d 地震、津波、火山等の自然現象については、そもそも、そのメカニズムが十分に解明されておらず、その発生を、時期においても規模においても予知することができないことが踏まえられていること

e 深層防護の考え方に基づいていること

f 国際的に求められている安全性のレベルを上回っていること

(ロ) なお、原子力規制委員会は、新規制基準を策定するにあたって、原発に求めるべき安全性のレベルを想定していると考えられるが、裁判所は、原子力規制委員会の想定とは別個に「原発が備えるべき安全性」のレベルを検討するべきである(実体的判断代置)。なぜなら、原子力規制委員会に、「原発が備えるべき安全性」の判断について専門技術的裁量を認める理由がないからである。すなわち、原発が備えるべき安全性についての社会通念の探求は、文系、理系の垣根を超えた総合科学的営みであって¹、原子力工学、放射線防護学等の専門性

¹ ドイツで脱原発を決定づけた「安全なエネルギー供給のための倫理委員会」のメンバーが、社会学者、哲学者、宗教者、政治学者等、幅広い分野の専門家から構成されていたことを想起されたい。

しか有しない原子力規制委員会が適切になしうることではないのである。

イ 被告の主張

被告は、新規制基準が実現しようとしている安全性のレベルが「社会通念」に合致していると主張するものと思われる。しかし、新規制基準が実現しようとしている安全性のレベルが「社会通念」に合致していることは何ら論証されていない。

3 立証責任論

(1) 原告

ア 一次的主張

(ア) 平成18年3月24日金沢地裁判決（北陸電力志賀原発2号機訴訟・判例時報1930号25頁）が示した立証責任論に則るべきである。その内容の骨子は次のとおりである。

a 原告は、当該原発の運転により原告らの人格権侵害の具体的危険があることについて、相当程度の立証をする必要がある。

b 原告が上記相当程度の立証に成功したときは、被告は、上記具体的危険が存在しないことについて立証する必要がある、これに成功しないときは、上記具体的危険の存在が推認される。

(イ) 一般に、原発の民事差止訴訟における立証責任の分配としては、最高裁平成4年10月29日判決・民集46巻7号1174頁（以下「伊方最判」という。）が示した判断枠組みが用いられる例が多いが、伊方最判は、行政訴訟の判決であり、そこで示された立証責任論は、民事訴訟まで射程が及ぶものではなく、民事訴訟における立証責任論は、伊方最判に捉われることなく、独自に構築されなければならない。

(ロ) (ア)の立証責任論は、原発訴訟を除く公害事案での民事差止訴訟において多くの裁判所が示してきた事実上の立証責任転換の法理に則ったものである²。

² 例えば、徳島ゴミ焼却場建設差止め請求事件における昭和52年10月7日徳島地裁判決（判例時報864号38頁）、産廃中間施設の建設続行禁止仮処分事件における甲府地裁平成10年2月25日決定（判例時報1637号94頁）など

なお、関西学院大学神戸秀彦教授は、民事原発運転差止め訴訟における立証責任論として、この考え方を採用すべきと述べ【「最近の原発差止め訴訟の立証責任論について－伊方判決の変質・回帰と脱却－」（「日本の司法－現在と未来 江藤价泰先生追悼論集」日本評論社）所収】、早稲田大学大学院大塚直教授は、この考え方を「相当程度の可能性アプローチ」と名付け、民事訴訟

イ 二次的主張

(ア) 仮に、伊方最判が示した枠組みを採用する場合は、福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定（川内原発運転禁止仮処分即時抗告審決定・判例時報2290号90頁）が示した立証責任論に則るべきである。その内容は次のとおりである。

a 本来、人格権侵害の具体的危険があることの立証責任は、原告が負担している。

b しかし、安全性に関する資料を被告が十分に保持していること等に鑑み、（事故によって重大な被害を受けると想定される地域に居住する者との関係では）被告において、人格権侵害の具体的危険がないことを立証する必要があり、これを尽くさない場合は、具体的危険が存在することが事実上推定される。

c 原告の立証活動は、反証と位置付けられる。

(イ) 原発民事差止訴訟に伊方最判の枠組みを採用する場合、上記の考え方が、伊方最判の考え方を正しく理解したものである。原発民事差止訴訟において伊方最判の枠組みを採用してきた下級審判決は、伊方最判の趣旨を歪めた形で利用してきた（そのことは、訴状117～121頁、原告ら準備書面(27)10～13頁で詳述した。）が、上記福岡高裁宮崎支部決定は、その誤りを是正した。この考え方は、その後、広島地裁平成29年3月30日決定（判例時報2357・2358合併号160頁）、松山地裁平成29年7月21日決定、広島高裁平成29年12月13日決定（判例時報2357・2358合併号300頁）等でも採用されている。

(2) 被告の主張

被告は、伊方最高裁判決の枠組みを採用すべきと主張するものと思われるが、その場合、上記(1)イの福岡高裁宮崎支部決定の考え方を採用すべきと主張するのか、他の考え方を採用すべきと主張するのかは明らかでない。

以上

において適合的であり、一般化可能であると評価しておられる【「環境民事差止訴訟の 現代的課題（社会の発展と権利の創造 - 民法・環境法学の最前線）」有斐閣547～548頁】